

第11回 東吾妻町総合教育会議会議録

日 時 令和8年3月25日(火) 13時57分～14時55分

場 所 役場 3階 第2委員会室

出席者

(町長)

中澤恒喜

(教育委員)

教 育 長	茂 木 一 弘				
教育長職務代理者	高 橋 通 泰	委	員	清 水 有 子	
委 員	富 澤 昌 久	委	員	富 澤 涉	

(事務局)

副 町 長	石 村 文 明	学 校 教 育 課 長	水 出 悟	
学 教 育 課 次 長	加 部 貴 宏	社 会 教 育 課 長	伊 澤 文 邦	
社 会 教 育 課 次 長	割 田 千 恵 子	企 画 課 長	玉 橋 晃	
総 務 課 長	酒 井 文 彰	総 務 課 次 長	町 田 隆	
総 務 課 係 長	高 橋 晶 子			

総務課次長

皆様におかれましてはお忙しい中、第11回東吾妻町総合教育会議に出席いただきましてありがとうございます。ただいまから会議を進めてまいりたいと思います。本日進行させていただきます総務課の町田です。よろしくお願いいたします。以後、座って進めさせていただきます。

それでは、会議次第に従いまして進めさせていただきます。最初に町長より挨拶をお願いいたします。

中澤町長

皆さんこんにちは。皆様、大変お忙しい中、東吾妻町総合教育会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

東吾妻中学校、卒業生は78名でしたが、全員進路が決定したということで、大変嬉しく思っております。78人のうち66名が公立高校への進学を決定したということでございまして、保護者や生徒さんの中で公立高校への期待が強いということを感じたところでございます。

また、東吾妻中学校の卒業式、各小学校の卒業式、各こども園の卒園式、非常に、先生方のご指導良きも得まして、大変良い卒業式卒園式であったというふうに感じておるところでございます。

本日は、東吾妻町教育大綱の見直し、そしてまた、東吾妻町立小学校再編に関する方針、東吾妻町立学校の教職員に関する、業務量管理・健康確保措置実施計画について、ご協議をいただく予定になっております。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課次長

では協議事項に入っていきますが、規定によりまして、会議の議長は町長が務めるということになりますので、進行をお願いいたします。

中澤町長

はい。それでは座長ということで進めて参りたいと思います。

まず、1の東吾妻町教育大綱の見直しについて説明をお願いいたします。

教育長

はい。それでは私から説明させていただきます。

東吾妻町教育大綱（令和8年3月改定）という資料をお配りしてありますので、それをご覧いただければと思います。まず、今年度の改定につきましても大きな変更点はございません。この教育大綱は、町の第二次総合計画が平成30年から令和9年度までで計画されておりまして、これに伴って、この教育大綱も同じ年度で10年間の大綱となっております。従いまして、特に前段部分は変更点はなしということで、一応確認をさせていただければと思います。

まず、はじめにの1の教育大綱の位置付け、2の教育大綱の計画期

間、3の教育を取り巻く社会情勢、1ページに関しては変更点ございません。残り2年の計画になりますので、来年度以降はこの会議に向けた取り組みを進めていかなければならないと考えております。

続いて2ページをご覧くださいと思います。本町の学校教育、まず1の学校教育の現状、これについても、大きな変更点はございません。2の学校教育の基本方針、これも前年と同じでございます。3の施策の方向性、この中で、何点か加えたもの等がありますので説明させていただきます。まず(1)の確かな学力の定着と自ら学びに向かう力の育成の部分の5つ目の丸を見ていただければと思います。現在小中学校で色々なふるさと学習、地域と結びついた活動をしています。そのふるさと学習を、系統的なふるさと学習に変えていきたいという思いがありますので、小中学校において系統的な「ふるさと学習」に取り組み、ふるさとへの愛着心の育成や主体的に学ぶ力の向上に努めます、という文章を付け加えさせていただきます。この部分については、後でまた少し触れたいと思います。これが付け加えた部分です。

(3)は文言の修正で、下から2番目の丸の、地域や関係団体等と連携しながら、運動機会の確保に努めます。また、中学校部活動のところで、昨年までは地域移行という言葉を使っていましたが、国が地域展開と変更しましたので、ここを修正させていただきました。

続いて4ページになります。(5)教育環境の整備と充実ということで、一番下の丸、安定した教育環境の構築を目指し、この後ご協議いただく、小学校再編についての検討を進めます。というのを、付け加えさせていただきました。

続いて社会教育の方ですが、4ページの社会教育の現状、5ページの社会教育の基本方針、施策の方向性については特に加えたもの等ございません。ただ、施策の方向性の(1)の上から5つ目の丸、中学校をはじめというところの一番最後が地域移行だったのを地域展開に直させていただきました。それ以降については変更点はございません。

併せて、ここに書かれてる内容の取り出しではないのですが、5枚資料をつけさせていただきました。これは現在、学校教育課と各学校等で取り組み始めてるものです。まず1枚目、東吾妻町の「魅力(特色)ある教育」ということで、2つの取り組みを魅力ある教育として取り上げていこうということで、1つは今年度からかなり力を入れてしている、英語教育の充実～幼児から大人まで～というものです。もう1つは先ほど付け加えさせていただきました、ふるさと学習の充実。この2つをうちの特色ある教育活動として取り上げて進めていきたいと思います、幼小中繋がりを持った系統的な学習を展開していきましょうということで、この2つにつきましては、来年度、町の教育研究会の班別研修の課題にもなっております。

2枚目は昨年度もお配りしましたが、先ほどの取組1の英語教育の充実～幼児から大人まで～のもう少し細かいものになります。

3枚目は、これも今年度からかなり力を入れているのですが、小学校における教科担任制の推進ということで、来年度もしっかり進めていこうと思っております。一番最後のページにもあるのですが、この小学校の教科担任制は、県のアンケートによると、働き方改革でかなり有効な手段という結果が出ております。いわゆる教科担任にすることによって、自分の専門的な授業が出来ますので、子どもたちの教育の充実にも繋がり、それと同時に、専門ですので教材研究等がスムーズにいくということで、働き方改革を担うものとしても取り組んでいきたいと思っております。

4枚目が、不登校等に対応するもので、心と体の居場所づくりを目指して4つの視点からしっかり取り組んでいこうというものです。視点1は居場所づくりということで、いわゆる別室登校と言いますが、その別室をしっかりしたものということです。国ではこれを校内支援センターと呼んでいます。視点2の人との関わりとして、子どもたちと心が繋がるような支援員さんや指導員さんを配置して不登校等の対応をしていこうというものです。実際に今年度におきましても、不登校生徒として報告している人数が中学校では10名ちょっとですが、そのうち6、7名は別室登校をしており、欠席なしで来ている生徒も2、3名います。この、心の居場所と実際の居場所、ゆっくりできる居場所、これを中心に進めていきたいところです。視点3、視点4については昨年度と同じになります。

最後のページの教職員の多忙化解消に向けた取組ですが、これは校長会でもこういった取り組みをしていこうと理解を得ながら進めております。県の教職員の業務状況等調査の結果の一部抜粋を挙げてありますが、先ほど教科担任制を進めるというところでも少し話したとおり、業務が改善されたと考える理由というアンケート結果の2番目が、小学校の教科担任制の導入となっております。それも含めて教科担任制を進めていきたいと考えております。中学校での時間外勤務は、やはり部活動が中心となっておりますので、それを踏まえて、部活動の地域展開を進めていきたいところです。大きな2番、その主な取り組みということで、教育委員会や学校等でこういったことを意識しながら取り組もうというものも項立てしてあります。特に教育委員会の④に挙げました、教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の作成及びその実施は国の給特法がこれを制定するようにと変わりました。今日この後ご協議いただきますが、それに基づいてこういった取り組みをしていこうというものを取り入れたものでございます。

以上が、本当に雑駁ですが、来年度の教育大綱及びいくつかの例とい

うことで示させていただきました。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

中 澤 町 長

ただいま教育大綱の見直しについて、教育長の方から説明がありましたが、皆様からご質問などありましたら、お願いいたします。

ふるさと学習については、小学校の副読本として「二人の宗作」を作成して新年度から学校に配付し、活用していたということでもあります。

教 育 長

はい。今年度、社会の副読本ということで、小学校3年生の私たちの東吾妻町という、本当に町の地域の要素を学習する社会課題、4年生は県全体の学習、そこにも当然吾妻郡のことが入っているので、そういった副読本を改訂させていただきました。昨日仕上がってきましたが、今回改定の趣旨が、子どもたちがそれを見て、さらに自分で学びを深められるような視点から改訂を図るということで、今回改訂いたしました。それを含めて、低学年では何をしていくか、高学年ではさらにそれをどう広めていくか、それがふるさと学習の系統性に繋がっていくと思っております。以上です。

富 澤 委 員

この次第の協議事項（2）東吾妻町教育大綱の見直しについてというタイトルですが、毎年見直しについてとありまして、実際は平成30年度から令和9年度、再来年度までの10年間で、ほとんど第二次総合計画によって大きな変化はないと思うので、この9年度から次の年には見直しでいいかもしれませんが、来年度は、見直してあると見直ししなければならぬような意識もありますので、教育大綱についてなどでいいのではと思います。以上です。

教 育 長

よろしいですか。うちの町の教育大綱の作り方が、教育大綱とその年の教育行政方針が合わさったような大綱になっております。ですので先ほどあまり改定がないと説明した前半部分が、他の市町村でいう教育大綱の大きな部分になります。ただ、教育行政方針につきましては、若干、加除修正等が必要ということで先ほど説明させていただきました。この作り方自体も含めて、次回の教育大綱及び教育行政方針ということでも考えていかなければならないかなと思っております。従って、今、説明させてもらったのは、教育行政方針に当たる部分の改定ということです。これ全部変えるとまた大変なのでそういう形にさせていただきます。

富 澤 委 員

ふるさと学習というのは今までもやっていたと思いますが、系統的にということで話がありました。今までに比べてでいいのですが、お年寄

りというか老人クラブに入っている人たちが先輩として学校に見に行ったり色々な話をしたり技術の指導をしたりという状況がありますが、そういうのが増えていく傾向とか或いはこれから更に増やすとか、そういうことを考えているのか教えてください。

教 育 長

はい。ふるさと学習ですが、大きなねらいが2つありまして、ふるさとへの愛着心を育み、地域との接触、自然に触れたりだとか人に触れたりだとか、そういったところで地域のよさを知るとというのがひとつ。今それだけで終わりがちなところが若干見られるのですが、何かを体験してふるさとを学ぶだけではなく、主体的に学ぶということで、体験したことを受けて、自らそのことについてもう少し調べてみようという気持ちを持って欲しいというのがもうひとつの大きなねらいとなっております。最終的には中学校で、中学生議会という名前で提言を受けていますが、町全体の報告とか、今までの話を踏まえて、そこに結び付けばいいかなと考えています。

富 澤 委 員

具体的な体験としては、例えば田植えですか。

教 育 長

そうですね、田植えをするだけで終わらずに、この米はどうなるんだろうということまで考えられるようになって欲しいということで、実はもう全体計画の案も出来ておりまして、それで進め出していると思います。来年度1年間、それをしっかり、こうした方がいいんじゃないかと先生方に研修等で意見を出し合って考えていって欲しいと思っております。

中 澤 町 長

はい、よろしいですか。

高 橋 委 員

一点よろしいですか。今のふるさと学習についてですが、教育長の説明にもありました通り、各学校の実態がいろいろあるかと思っておりますので、教育研究会でぜひそれをよく練っていただきたいと思っております。それから、1つのイベント的なものに終わらないで子供たちが主体的に、いわゆる探求的な学習ってということにも結びついてくると思うので、これをうまく使うと、非常に面白い学習ができて、子どもたち個人の学力に随分繋がるんじゃないかなと思っておりますので、その辺のところ、よく気を付けていただいて、推進していただければなと思っております。

中 澤 町 長

はい。ありがとうございます。

清 水 委 員

では私もいいですか。要望なんですけど、英語教育の充実として、子ど

もたちが小さい頃から英語に触れる機会があり、中学校では英検の補助が町から出ると思いますが、小学校低学年から受検している子もいますので、年齢関係なく出していただければと思います。

学校教育課次長

はい。今、確認しましたが、補助対象は小学校中学校に在籍する児童生徒の保護者となっています。

清水委員

そうなのですね。では資料をいただいて、皆さんに知らせます。

中澤町長

他にはご意見等はございますか。

はい。ないようでございますので、ご意見等をいただきましたことを踏まえまして、教育大綱につきましては、説明のとおり、ご承認いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい。

それでは、次に2の、東吾妻町の町立小学校再編に関する方針についての説明をお願いいたします。

学校教育課長

学校教育課長の水出です。よろしくをお願いいたします。お手元にある資料を見ながらお願いいたします。

教育行政分野の課題の1つである小学校の再編に関しては、その方向性を示す方針の素案、いわゆるたたき台をまとめたところです。本日の会議で、仮称や中間という文言が取ればと考えております。内容については改めて説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

初めに、小学校再編の必要性です。将来にわたり安定した教育環境を確保するためには、小学校の再編を検討する必要があることを記載してあります。

次に、町内小学校の現状と児童数です。記載してある地図には、小学校の位置を示してあります。2ページをお願いします。児童数ですが、学校基本調査や住民基本台帳を基に、推移を棒グラフで示してあります。令和元年が503人という状況でしたが、令和13年度には223人になることが見込まれています。児童数の減少が続くことによって、複式学級の増加や教職員の減少により、学校運営体制の確保が厳しくなるということが懸念されています。

3ページをお願いします。児童減少に伴う学校運営上の課題と、小学校再編による教育的、運営的効果は、小学校の規模に関連して、一般的に言われている事項をまとめたものです。

次の項目になります。適正な学校規模と学級編制です。学校教育法施行規則に位置付けられている標準学級数や、文部科学省が策定した手引きにある、学校規模の適正化の目安を記載してあります。当町は、今年度時点で、全ての小学校が普通学級6学級以下となっており、岩島小学

校と坂上小学校では複式学級が生じています。今後、原町小学校を除く学校において、複式学級化が進行することが想定されます。4ページをご覧ください。4ページの表には、令和13年度までの小学校ごとの児童数と普通学級数の推移を記載してあります。

次は、施設とその施設の整備状況です。5ページに各小学校の校舎の現状、体育館の現状、校庭、プールの現状をそれぞれ記載してあります。5ページの下段の方になりますが、各小学校の施設維持費です。学校施設の維持管理費用は、委託料、修繕費、投資的経費に分類できます。令和元年度から令和5年度の間で約6億8千万円を投じていて、教育費の中でも大きな割合を占めています。6ページをお願いします。委託料、修繕料、投資的経費に関する5年間の費用をそれぞれ記載してあります。こちらについては、後ほどご覧いただければと思います。7ページをお願いします。今後の施設整備の見込みです。今後、5つの小学校を維持した場合は、各種の改修工事が必要となる他、経年劣化に伴う突発的な修繕が増加すると予想でき、施設整備にかかる費用は今後さらに増加すると考えられます。中ほどにあります、今後の維持、更新コストの見込みですが、学校施設等個別施設計画に記載してあります、施設維持費用の推移を表してあります。7ページの下段の方になりますが、補助金交付金を活用した施設の取り扱いです。補助金等を活用して整備した施設は、用途変更などをすると返還義務が生じる場合があります。4ページの校舎の現状と5ページの体育館の現状の参考となる資料です。8ページの資料につきましては、学校施設等個別施設計画に記載してあります小学校施設の劣化状況を示す資料となっております。

9ページをお願いします。再編の進め方です。これまで説明してきました小学校の再編の必要性から、施設の現状と整備状況を踏まえ、と、計画的に学校再編を進めることが必要と結論づけられるものです。具体的な考え方を説明いたします。

最初に再編の基本です。1つ目は、一定の児童が確保された安定した教育環境の下で学びを受けられる体制を構築することです。2つ目は、特別支援学級を除く標準学級数が4学級以下となった学校から段階的に再編を進めることです。学校により児童の減少速度が異なっている点、児童減少により学校運営上の教育課題が顕在化している点、学級内の児童数の急激な変化による児童の負担が懸念される点、これらに配慮して段階的な再編を選択するものです。3つ目は、既存の施設を活用することです。施設整備による時間的な制約、財政負担の軽減などを考慮し、既存施設を活用することで対応するものです。4つめは、保護者に理解を得られるよう努めることです。これらを基本的な考え方といたします。

次に、再編先ですが、様々な要素を総合的に勘案し、こちらの学校を

示してあります。

続いて、段階的再編の進め方です。第一段階では、継続して複式学級が生じている学校を再編します。その後は学級数の推移を見ながら、標準学級数が4学級以下となった学校から順次再編を進めます。そして、全ての小学校の再編が確定した段階で学校経営方針等を改めて検討するというものです。10ページをお願いいたします。学級数の推移に基づく再編スケジュール案ですが、あくまでも標準学級数が4学級以下となり、その年度を含めて概ね2年後に再編するという条件になった場合のスケジュールですのでご理解いただければと思います。

次に、再編に伴う支援策です。学校再編に伴う家庭の経済的な負担や、児童の環境的な負担の軽減を図る取り組みを記載してあります。再編後の児童数と学級数の試算に関する表は、令和11年度に再編した場合と令和13年度に再編した場合の試算となっております。

次に、通学に関する配慮です。児童の安全と負担軽減を考慮して通学方法を検討します。11ページに移りますが、通学方法、通学時間、通学の支援、安全対策を記載してあります。

続いて、意見聴取と情報共有です。再編方針については意見聴取と情報共有を図って参ります。

最後にその他の事項です。廃校施設の活用と放課後児童クラブのあり方を記載してあります。学校再編後の施設の活用方法や関連サービスのあり方は、教育提供の分野とは別に検討が必要となることを記載してあります。小学校再編に関する方針の素案については以上となります。よろしくをお願いいたします。

中 澤 町 長

はい、ありがとうございました。ただいま、小学校の再編に関する中間素案について説明がありました。皆様からご意見、ご要望等ありましたらお願いいたします。

高 橋 委 員

ではお願いします。私は統合を推進していただきたいと思っています。先日、こども園の卒園式や小学校の卒業式に実際に行きましたが、子どもたちの数がこの部屋に入りきるくらい感じになっていました。やはり適切な学習環境を考えた時に、あまりにも規模が小さくなり過ぎているのではないかと思います。統合を進めていただきたいのですが、地域の学校という面もありますし、地域の意見なども細やかに聞いていただければいいのかなと思います。ただ、一番大切にしていきたいのは、やはり子どもたちの成長にとってどうなのかというところです。それと実際に動き出した時には、学校とのきめ細かな連携が必要になってくると思います。教育課程の編成や校歌等、諸々のことがやはり生じてくると思いますので、そういうところの連携というのをぜひきめ細か

に取っていただけたらと思います。先ほど教育長からもありましたが、教科担任制や学校経営自体、児童数の少ない学校ではもう困難になってきていて、教職員数が減って動きがとれない状況になっているのかなと考えられますので、計画に基づいて統合を推進していただきたいと思います。

中 澤 町 長 はい。

清 水 委 員 はい。私も統合に賛成です。内容的には高橋委員とほとんど同じですが、子どもたちはもちろん、保護者、子どもたちのケアをしてくださる教職員の方へのサポートも充実させていかなければ再編は進められないのかなと思いますので、何度も話し合いを持ち、いい方向に進めばいいなと思います。

中 澤 町 長 はい。ありがとうございます。

富 澤 委 員 内容的には同意見で、現状を踏まえると今後再編はやむを得ないと思うので進めて欲しいというのが基本的な考え方です。ただ先ほど高橋委員が言っていたように、地域にどう伝えていくのか、閉校になって子どもの姿が見えなくなってしまうと寂しいという感情がそれぞれの地域であるのもまた事実だと思います。また子どもを持つ保護者や当事者である子どもたちの感情に寄り添った説明を十分にさせていただいて、なるべく多くの方にご理解を得ながら作業を進めてもらうのが一番いいかなと思っています。

中 澤 町 長 はい。

教 育 長 議会だよりを見ましたが、各地区の議会報告会では、小学校の統合に賛成の意見が圧倒的に多いようでした。両面見開きの片面1ページが統合についてということで、本当に地域の最優先課題ということが議会だより見ても分かりました。できるだけスピード感を持って、子どもの負担なくスムーズな形で、また保護者や地域の理解が得られるような案を教育委員会でよく練っていきたいと思います。本日、了解を得られれば中間や仮称という文言が取れて素案になるということですが、まだ検討する余地があれば検討し、出来るだけよいものを出来るだけ早く提示できるようにしていきます。

中 澤 町 長 今のご意見を踏まえて、学校教育課長、何かありますか。

学校教育課長

私からは特にありませんが、冒頭で説明したように、本日、仮称や中間という文言が取れることによって次のステップに移れるのかなと考えております。よろしく願いいたします。

中澤町長

他には何かありますか。

それでは今、4名の教育委員の方からご意見をいただきました。それを踏まえまして、小学校再編に関する方針を十分に検討し、準備を進めて参りたいと思います。そのようなことをご承認いただけますでしょうか。ありがとうございます。

次に、3の町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について説明をお願いいたします。

学校教育課次長

はい。学校教育課次長の加部です。よろしく願いいたします。

皆さんのお手元に、東吾妻町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の計画書をお配りしております。こちらは先月の定例の教育委員会におきまして、議案としてお諮りし、委員の皆様から議決をいただいたものでございます。今回、令和7年6月に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、俗にいう給特法が改正されまして、教育委員会にこの計画の策定、また公表、実行、こちらが義務づけられたものでございます。その法律に基づきまして、町における規則を改正いたしました。それを受けて出来上がった計画でございます。この法律の中に、計画を策定した後、総合教育会議への報告の義務付けがありますので今回報告を行うものでございます。計画の中身について説明を申し上げます。まず1ページをご覧ください。1ページにはこの計画の趣旨を掲載いたしました。先生方の多忙の解消を進めなければならない実態があるということ踏まえた中の計画でございます。(2)といたしまして、本町の現状を記載してございます。2ページ目上段をご覧ください。こちらが令和6年度におけます当町の小学校5校、また中学校1校の教職員の時間外在校等時間となっておりますが、時間外勤務の時間数でございます。小学校においては、1年間の平均で見ますとお一人、25時間程度の時間外を行っております。よく基準として45時間を超える人、80時間を超える人っていうところを文科省は見ているのですが、45時間を超える人の割合は月平均で見ますと小学校で6.6人。80時間を超える人については小学校ではおりませんでした。ただ、中学校に目を移しますと45時間を超える人は月平均11人。また80時間を超える方も月平均約1人いらっしゃるということでございます。月80時間を超えると心身に影響が出ると言われております。こういったことを踏まえまして、当町における目標を大きな2番に記載したものでございます。中段の2番、目標をご覧ください。

まず1つ目といたしまして、時間に関する目標でございます。こちらは文部科学省が示した目標でございますので、そちらに沿いまして、まず1ヶ月の時間外在校等時間を45時間以下を100%にしましょう、1年間で平均した場合、30時間程度になるようにしていきましょう、こちらは文科省の指針でございますので、それを目標といたしました。また(2)につきましましては、町の現状を踏まえた目標でございます。令和6年度の町内6校の先生方の平均休暇取得日数を調べたところ、14.6日ということございましたので、それを少し上回る15日と設定いたしました。また、当町では全ての教職員に対してストレスチェックを実施しております。その中の高ストレス者の割合が今年度におきましては6.9%ございました。そちらを踏まえまして、この目標期間においてはそれを下回る6%、こちらを目標としております。この計画の期間につきましましては、法律の中でも4年間を目標とすることが記載されておりますので、当町におきましても4年間、来年度の令和8年度から令和11年度を目標の期間といたしております。具体的な業務量管理また健康確保措置の内容につきましましては、2ページの下段から3ページの上段にかけて項目を挙げております。こちらが文部科学省が示している学校と教師の業務の3分類、19項目という指針を示しております。この中から、各自治体各教育委員会において、取り組めるであろうものを優先的に取り上げるよう指導されておきまして、その19項目の中から9項目を、まずはこの町では取り組んでいこうということで取り上げております。まず1つ目といたしまして、学校以外が担うべき業務であると文部科学省が示しているもののうちの3点。まず地域学校協働活動の関係者間の連絡調整、これを学校が行うのではなく、自治体または協働活動の推進員さん同士で行っていくように目指していく。また2番目といたしまして、放課後、長期休業中の児童の居場所づくり。こちらについては、当町では放課後児童クラブを町で3つ、民間で2つ、計5ヶ所設置しておりますが、そういったものを活用しながら、今後も進めていきたい。それと、学校敷地内の除草や清掃ですが、現在、夏休み等においては、教職員が行っている学校も多いのですが、昨年度からはNPOや社会福祉協議会等を活用しながら、先生の業務負担を軽減する措置を進めております。続いて学校の業務ではあるものの、必ずしも教員が担う必要はないと示されている業務については、以下の3項目。調査統計の回答、ICT機器やネットワーク設備の日常的な保守管理、それと部活動の指導でございます。こちら、2つ目の点、システムの日常的な保守管理につきましましては、今年度から、ICT支援員を町で委託をしまして、各学校を巡回して支援をしていただいております。成果を上げているものがございます。また、3つ目の点の部活動の指導のところですが、先ほど教育長が申しました、部活動の地域展開、こちらを進めることによ

って、先生方中学校の先生ですが、負担が軽減できるのではないかと考えております。3点目の項目といたしまして、教員の業務ではあるが負担を軽減すべきと考えられるものについては以下の3つ。校務支援システムの活用。支援が必要な児童生徒や家庭の対応、ICT機器を活用した効率的な授業展開。こちら、1つ目と3つ目の点につきましては、来年度、令和8年度からGGと言われる、群馬県で導入します、公務支援システムが稼働いたします。当町では、いち早く手を上げることによって4月から運用開始が図られるところでございます。そういったものを活用しながら、先生方の業務軽減を図っていきたいと考えております。

(2)に、学校における措置、学校で頑張ってくださいものとして4項目を記載いたしました。こちらについては後でお読み取りをいただければと思いますが、一番下段の留守番電話の設置につきましては、今年度、電話回線の改修工事を行いまして、4校については既に留守番電話の設置が済んでおり、今後、計画的に残りの2校について検討していくところでございます。(3)の教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組といたしまして、いくつか項目を挙げてございます。こちら細かいこととなりますので、後でお読みとりいただければと思いますが、教育委員さんからの意見にもありました、3ページ一番下の項目、早出遅出勤務、テレワークの導入、こちらについては教育職場ではちょっと難しいところもあるのですが、今後研究を進めた中で取り組めるものに取り組んでいきたいと考えております。続いて4ページ目ですが、今後のフォローアップでございます。こちらについては、法律で義務づけられています、報告、公表、また、年度ごとの実施状況の確認等を進めてまいるところでございます。そういったところで、本日、町長副町長はじめ総務課、企画課の皆様お見えですので、4月になったら配付をお願いしようと思っておりますが、文部科学省からの首長部局の皆様へというチラシがありますので、ぜひ町としても、先生方の業務量管理・健康確保措置の計画に基づいて実施できるよう、予算措置や人員の確保などご協力いただければと思います。また、教育委員会といたしましては、学校に、こういった計画を作ったので校長先生を筆頭にぜひ取り組み始めていただきたいということで、こういったチラシも文部科学省から出ておりますので、今後、配付することによって計画を浸透させていきたいと思っております。先ほど教育長からもふるさと学習というお話がございました。地域の皆様へということで、同じようなチラシがございますので、地域の皆さんにもぜひ学校の教育、よりよい教育について協力して欲しいということで、社会教育で取り組んでいる地域学校協働活動の推進を進める上で学校の先生とのまた負担軽減という言葉になりますが、進めて行ければと考えております。ご協力を今後ともよろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

中 澤 町 長 はい。今説明がございました、教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画につきまして、ご意見がございましたらお願いいたします。

高 橋 委 員 はい。2点ありまして、1点は各学校の管理職の姿勢が大事だということ。管理職は口だけではなく、自ら定時で帰り、他の職員を帰すという姿勢を見せることが、声掛けを含めて大事だと思います。あと、形にこだわった無駄な仕事を職員に与えすぎないということも大事だと思います。それともう1点は、時間外勤務に関して、部活動が何か悪のように、だから地域移行になっているとか言われているのですが、アメリカの地域の部活動は、逆に日本の学校教育としての部活動のよさを見直しているというような声も聞きますので、やはり日本の部活、学校の中で授業を教える先生が部活動をしているから教育的な意味があるというような話も聞きますので、この残業時間がオーバーしている人が部活動なのかどうか具体的には分かりませんが、やはり部活動に絞って言いますと、部活動によって時間外勤務が多いから、今は休日だけですがゆくゆくは平日まで地域移行していくとなると、学校の先生は授業だけしていればということで、これが日本の教育にとって果たしてプラスになるのか、やはり大変な中でも、放課後も部活動を教えることによって、休日の地域移行が始まっていますけれども、少なくとも平日は学校教育の中にとどめるようにしていかないと、教育としての部活動が、ただ勝てばいいというスポーツになってしまうのではないかと懸念があります。時間外勤務と地域移行はやはり分けて、地域移行が全面的に悪いというわけではありませんが、学校教育の良さを失ってはいけないのではないかと感じています。以上です。

中 澤 町 長 他にいかがでしょうか。

高 橋 委 員 付け加えると、小さい学校となると必ずしもそのスポーツを得意としている先生がいるとは限らないので、本当に1年間、自分が大嫌いな種目や大嫌いなスポーツを教えなければならないということが起こると思います。その負担は大変大きなものだと思いますので、考慮する必要があるのではと思います。

中 澤 町 長 次長、今のご意見に何かありますか。

学校教育課次長 中学校の先生方にとって部活動が大変だというアンケート結果を見ましたが、高橋委員のお話のように、部活動全てが悪いということではないと思います。社会教育の方で今進めていただいている地域展開におい

ても重要な項目の1つで、色々な組み合わせの中で先生方の負担が減っていくのが一番だと思います。色々考えながら進めていただければと思います。

中 澤 町 長

他にはいかがでしょうか。ございませんでしょうか。

はい。それでは様々のご意見を踏まえまして、今後、内容を十分検討協議しながら進めて参りたいと思います。ありがとうございました。

(4)のその他ですが、事務局から何かありますか。ないですね。

はい。それでは協議事項が全て済みしましたので、事務局の方へお返しいたします。

総 務 課 次 長

そうしましたら、大変お世話になりました。以上で第11回東吾妻町総合教育会議を終了させていただきます。ありがとうございました。